

紀の国わかやま国体セーリング競技リハーサル大会
高松宮妃記念杯第 60 回全日本実業団ヨット選手権大会
第 16 回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会
2014 年全日本セーリング選手権大会

帆走指示書



きいちゃん

共同主催 公益財団法人日本セーリング連盟
全日本実業団ヨット連盟 セーリングスピリッツ協会
和歌山市 和歌山市教育委員会
紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会和歌山市実行委員会
和歌山県セーリング連盟

後 援 日本470協会 日本スナイプ協会 日本420協会
日本レーザークラス協会 日本ウインドサーフィン協会
和歌山県 和歌山県教育委員会
紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会
公益社団法人和歌山県体育協会 和歌山市体育協会

協 力 特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ

1 適用規則

- 1.1 2013-2016 セーリング競技規則（以下「規則」という。）に定義された規則を適用する。
ただし、これらの規則等のうち、この帆走指示書によって変更されたものを除く。
- 1.2 付則 P を適用する。
- 1.3 国際スナイプ級については、規則 41 に以下を追加して適用する。
「艇は、同一チームの他の艇から援助を受けることができる。」
- 1.4 国際スナイプ級については、規則 60.1 (b) に以下を追加して適用する。
「艇は、同一チームの他の艇から受けた損傷又は傷害にもとづく救済を求めることはできない。」
- 1.5 国際スナイプ級について、SCIRA クラス規則「国内選手権及び国際選手権大会運営のための運営規則」は適用しない。
- 1.6 国体ウインドサーフィン級について、付則 B を適用する。ただし、規則 B5、B8 及び B9 は適用しない。

2 競技者への通告

競技者への通告は、クラブハウス裏のフェンス側に設置された公式掲示板に掲示する。

3 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書（以下、「指示」という。）の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示する。
- 3.2 レースエリアの変更は、当該レースの「D旗」掲揚までに掲示する。
- 3.3 レース日程の変更は、それが発効する前日の 19 時までに掲示する。

4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、クラブハウス北側 2 階にある信号柱に掲揚する。
- 4.2 音響 1 声とともに掲揚される「D旗」は、「予告信号は D 旗掲揚後 30 分以降に発する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない」ことを意味する。「D旗」が「クラス旗」の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。
- 4.3 指示 5.1 に示された個別のレースに対して、「回答旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間の定めなく延期されている。
- 4.4 Y 旗が陸上で掲揚された場合は、水上にいる間は常に規則 40 を適用する。この項は規則第 4 章前文を変更している。

5 競技日程

5.1 競技の日程は、以下のとおりとする。

月 日	予告信号 時 刻	A海面		予告信号 時 刻	B海面	
9月13日 (土)	13:00	国際470級	第1レース	13:10	国体ウインドサーフィン級	第1レース
	13:05	国際スナイプ級	第1レース	13:40	セーリングスピリッツ級	第1レース
	13:10	国際420級	第1レース	13:45	レーザーラジアル級	第1レース
	13:15	レーザー級	第1レース			
	引続き	国際470級	第2レース	引続き	国体ウインドサーフィン級	第2レース
		国際スナイプ級	第2レース		セーリングスピリッツ級	第2レース
		国際420級	第2レース		レーザーラジアル級	第2レース
		レーザー級	第2レース			
9月14日 (日)	10:00	国際470級	第3レース	10:10	国体ウインドサーフィン級	第3レース
	10:05	国際スナイプ級	第3レース	10:40	セーリングスピリッツ級	第3レース
	10:10	国際420級	第3レース	10:45	レーザーラジアル級	第3レース
	10:15	レーザー級	第3レース			
	13:00	国際470級	第4レース	13:10	国体ウインドサーフィン級	第4レース
	13:05	国際スナイプ級	第4レース	13:40	セーリングスピリッツ級	第4レース
	13:10	国際420級	第4レース	13:45	レーザーラジアル級	第4レース
	13:15	レーザー級	第4レース			
	引続き	国際470級	第5レース	引続き	国体ウインドサーフィン級	第5レース
		国際スナイプ級	第5レース		セーリングスピリッツ級	第5レース
		国際420級	第5レース		レーザーラジアル級	第5レース
		レーザー級	第5レース			
9月15日 (月)	9:30	国際470級	第6レース	9:40	国体ウインドサーフィン級	第6レース
	9:35	国際スナイプ級	第6レース	10:10	セーリングスピリッツ級	第6レース
	9:40	国際420級	第6レース	10:15	レーザーラジアル級	第6レース
	9:45	レーザー級	第6レース			

(1) 各海面の引き続き行うレースは、その前のレースの各種目終了後、引き続き行う。

(2) 国際470級は、全日本実業団選手権大会と全日本セーリング選手権大会を同時スタートで実施する。

(3) 国体ウインドサーフィン級(成年男女)、国際420級(少年男女)、レーザーラジアル級(成年女子、少年男女)は、それぞれの種目において、全種別が同時スタートを実施する。

(4) 天候等の事情により競技日程及びレース海面は、レース委員会において変更することがある。

5.2 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するため、予告信号を発する最低5分以前に、レース委員会信号艇に音響1声とともに「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚する。

5.3 9月15日は、11:30を超えて予告信号を発しない。

6 クラス旗

クラス旗は、以下のとおりとする。

クラス	クラス旗
国際470級	国際470級 クラス旗（白地に赤形象）
国際スナイプ級	国際スナイプ級 クラス旗
セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級 クラス旗
国際420級	国際420級 クラス旗
レーザー級	レーザー級 クラス旗
レーザーラジアル級	レーザーラジアル級 クラス旗
国体ウインドサーフィン級	国体ウインドサーフィン級 クラス旗

7 レースエリア

- 7.1 和歌山市和歌浦湾にA海面、B海面を設定する。詳細は、「添付資料1」に示す。
- 7.2 「添付資料1」どおりのレースエリアにならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

8 コース

- 8.1 「添付資料2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。
- 8.3 各クラスのコースとそれぞれのターゲットタイムは、次の通りとする。

クラス	コース	ターゲットタイム	コース	ターゲットタイム
国際470級	トラペゾイド	45分	風上風下	30分
国際スナイプ級	トラペゾイド	45分	風上風下	30分
セーリングスピリッツ級	トラペゾイド	45分	風上風下	30分
国際420級	トラペゾイド	45分	風上風下	30分
レーザー級	トラペゾイド	45分	風上風下	30分
レーザーラジアル級	トラペゾイド	45分	風上風下	30分
国体ウインドサーフィン級			風上風下	25分

ターゲットタイムが目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

9 マーク

- 9.1 A海面 マーク 1、2、3s、3p、4s および 4p は、青色の円筒形ブイとする。
B海面 マーク 1、4s および 4p は黄緑色の円錐形ブイとする。
マーク S1 は青色、S2 は黄色、S3 は赤色の円錐形ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインの両端にあるレース委員会艇とする。

- 9.4 指示 12 に従い、コースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、A海面では赤色の円筒形のブイ、B海面ではピンク色の円錐形のブイを使用する。その後、再び新しいマークに置き換える場合は、元のマークを使用する。

10 障害物の区域

- 10.1 「添付資料 1」の中にある射線の区域が障害物として指定される。
10.2 レース委員会は、障害物の起点となる黄色の細い円筒形ブイを設置する。

11 スタート

- 11.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールの間とする。
11.2 予告信号が発せられていないクラスの艇は、他のクラスのスタート手順の間、スタート・ラインから概ね 50m 以内のプレ・スタートサイドとコースサイドから離れていなければならない。
11.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは規則 A4 を変更している。
11.4 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも「第 1 代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「第 1 代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および 29.2 を変更している。
11.5 U 旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートもしくは再レース、またはスタート信号前に延期もしくは中止された場合には、失格とはされない。これは規則 26 を変更している。この規則が適用される場合には規則 29.1 は適用されない。これは規則 29.1 を変更している。

12 コースの次のレグの変更

- 12.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（または、フィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに「元のマーク」を除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは「元のマーク」で置き換える。
12.2 コース “I” においてマーク 1 が変更された場合、次に通過すべきマーク 2 は、指示 12.1 で設置された新しいマーク 1 と同色、同形状のマークである。この場合、「添付資料 2」におけるレグ間の概ねの角度は適用されない。これは、風上・風下レグの角度および長さを優先して設置するためのものである。

13 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールの間とする。

14 タイム・リミット

規則 30.3 および指示 11.5 に違反しないでスタートした先頭艇が、コースを帆走してフィニッシュした後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは規則 35、A4 および A5 を変更している。

15 スタート後の短縮または中止

- 15.1 レース委員会は規則 32 に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、スタート後、概ね 30 分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合および最初のマークまでに競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合、レースを中止することができる。また、スタート後、概ね 60 分以内にレースが終了しそうな場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。これは規則 32.1 を変更している。
- 15.2 指示 15.1 の時間どおりにならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。
- 15.3 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも、「N旗」「H旗の上にN旗」あるいは「A旗の上にN旗」を掲揚することができる。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「N旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する」の意味は持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および 32.1 を変更している。

16 抗議と救済要求

- 16.1 抗議、救済要求および審問再開の要求は、「プロテスト委員会事務局」で入手できる用紙に記入の上、「プロテスト委員会事務局」に提出しなければならない。
- 16.2 抗議締切時刻は、その日の当該クラスの最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 16.3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b) に基づき伝えるために掲示する。
- 16.4 指示 1.2 に基づき、規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを掲示する。
- 16.5 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。審問は、プロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。
- 16.6 各クラス規則、レース公示 22、指示 11.2、18、20.1、22、23 および 24 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a) を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 16.7 審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
 - (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合、翌日の 9 時まで。
 - (b) 要求する当事者が大会最終日に判決を通告された場合、その通告から 15 分以内。
これは規則 66 を変更している。
- 16.8 9 月 15 日のプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 15 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。
- 16.9 日本セーリング連盟規程 4.3 に基づき、プロテスト委員会の判決をもって最終とする。

17 得点

- 17.1 シリーズの成立には、1レースが完了することを必要とする。
- 17.2 艇のシリーズの得点は、
- ① 5レース未満しか完了しなかった場合は、レース得点の合計とする。
 - ② 5レース以上が完了した場合は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- この項は規則 A2 を変更している。
- 17.3 国際スナイプ級のチームのシリーズ得点は、チームを構成する2艇のシリーズ得点の合計とし、合計得点が少ないチームを上位とする。1艇チームの場合は、1艇のシリーズ得点に1艇のDNC(参加艇数+1点)のシリーズ得点を加算したものをそのチーム得点とする。
- 17.4 国際スナイプ級のチーム得点が同点の場合、構成する2艇のうち上位の1艇のシリーズの順位を比較し、上位のチームを上位とする。
- 17.5 (a) 同時にスタートした種目については、そのレース毎の順位で得点を計算し、個別種別毎での得点計算は行わない。
- (b) 国際スナイプ級の得点は、オープン参加の艇を含めて一連の順位を決定し得点を与える。
- (c) 国際470級の得点は、全日本実業団ヨット選手権大会および全日本セーリング選手権大会に参加する国際470級全艇で一連の順位を決定し得点を与える。
- 17.6 指示18の申告に関する手続に誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3点の得点を与える。ただし、その艇は、「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点を与えられることはない。これは規則63.1、規則A4およびA5を変更している。なお、引き続きレースが行われた場合には、指示18.3の手続の誤りについてはその直後のレースに、指示18.4の手続の誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 17.7 参加艇数とは、当該クラスに参加が認められた艇の数とする。
- 17.8 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要求する場合には、艇は「レース委員会事務局」に用意されている「得点照会申請書」に所定の事項を記入の上、「レース委員会事務局」に提出しなければならない。

18 申告

- 18.1 出艇および帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は「レース申告受付所」に用意される。
- 18.2 署名は艇の艇長が行わなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 18.3 出艇しようとする艇の艇長は、午前のレースの場合は8:30から、午後のレースの場合は12:00から、当該クラスの「D旗」掲揚10分後までに署名用紙に署名をしなければならない。引き続きレースが予定されている場合は、上記受付時間内に引き続き予定されているレースの分も併せて申告しなければならない。出艇申告をした艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、速やかに「レース申告受付所」で出艇申告の取消しをしなければならない。
- 18.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。署名用紙は当該種目のレース終了後(引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後)、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から60分後までに署名用紙に署名をしなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長すること

がある。

- 18.5 レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合は、指示 18.3 に従い、再度出艇申告を行わなければならない。
- 18.6 リタイアしようとする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。当該艇の艇長は、帰着後直ちに指示 18.4 の帰着申告を行ったうえ、「リタイア報告書」を「レース申告受付所」に提出しなければならない。

19 安全規定

- 19.1 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 19.2 国際 470 級を除き、艇は自らの安全のためにマスト・トップに浮力体を取り付けることができる。

20 装備の交換と計測のチェック

- 20.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。装備の交換要請は、最初の妥当な機会に「計測・競艇部」で入手できる文書に記入のうえ、「計測・競艇部」に提出しなければならない。
- 20.2 艇、ボードまたは装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

21 運営艇

- 21.1 運営艇の識別旗は、下記のとおりとする。

運営艇	識別旗
レース委員会	白地に赤字「RC」
プロテスト委員会	赤地に白字「PROTEST」
救助艇	緑地に白字「RESCUE」
報道艇	白地に緑文字「MEDIA」
計測艇	白地に赤字「MEASUREMENT」

- 21.2 紛失等による運営艇の識別旗の非掲揚は、艇からの抗議の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

22 支援艇

- 22.1 各チームの支援艇は、「レース委員会事務局」で入手できる「支援艇許可申請書」に記入のうえ、9月12日（金）の9:00から9月13日（土）の9:00までに「レース委員会事務局」に提出し許可を受けることにより、9月12日（金）から15日（月）まで使用できる。
- 22.2 出艇から帰着するまでの間、「ピンク色旗」を掲揚しなければならない。「ピンク色旗」はレース委員会で用意され、大会終了後、返却しなければならない。
- 22.3 大会期間中は、和歌山マリーナシティ内の指定場所に設置（係留）しなければならない。

- 22.4 支援艇の出艇および帰着申告は署名方式で行う。署名用紙は「レース申告受付所」に用意される。支援艇の出艇申告は、午前のレースの場合は 8:30 から、午後のレースの場合は 12:00 から受け付ける。なお、指示 4 に規定する「D旗」が掲揚されていない場合、支援艇もこれに従うものとする。支援艇の帰着申告は、その日の最終レースの最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分までとする。
- 22.5 艇およびすべての運営艇の運航を妨げてはならない。また、最初にスタートするクラスの予告信号時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発した後 2 分間までは、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 22.6 天候等の状況によりレース委員会から各支援艇に対する救助要請を行う場合、レース委員会艇に「ピンク色旗」を掲揚する。この場合、指示 22.5 は適用されない。この救助要請はレースエリア毎に掲揚され、クラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみに当該信号が適用される。
- 22.7 指示 22 に違反するか、またはレース委員会艇の指示に従わない支援艇は、以後の出艇が許可されないほか、当該支援艇に関わるチームの艇は、レース委員会またはプロテスト委員会から抗議されることがある。

23 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。また、この制限は、携帯電話およびGPSにも適用する。ただし、主催者が用意するトラッキングシステム（GPS）は含まない。

24 ごみの処分

ごみは、各艇が責任をもって処理しなければならない。

25 賞

賞は、実施要項どおりとする。

26 責任の否認

本大会の競技者は、自分自身の責任で参加する。（規則 4「レースをすることの決定」参照。）

主催団体は、大会前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

27 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。その損害の補償に関しては、競技委員会の査定に従うものとする。

28 帆走指示書に関する質問

帆走指示書に関する質問は、平成 26 年 9 月 4 日（木）まで文書でのみ受け付ける。

質問の送り先は、「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会和歌山市実行委員会事務局」とし、

質問についての回答は、大会会場の公式掲示板に掲示する。これ以外の方法による帆走指示書に関する質問は、受け付けない。

<送付先>

紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会和歌山市実行委員会事務局（和歌山市 国体競技課）

〒640-8232 和歌山市南汀丁 18 番地 和歌山東急インビル 4 階

TEL：073-433-6790（担当：田村、仲）

FAX：073-433-6777

電子メールアドレス：kokutaikyougi@city.wakayama.lg.jp

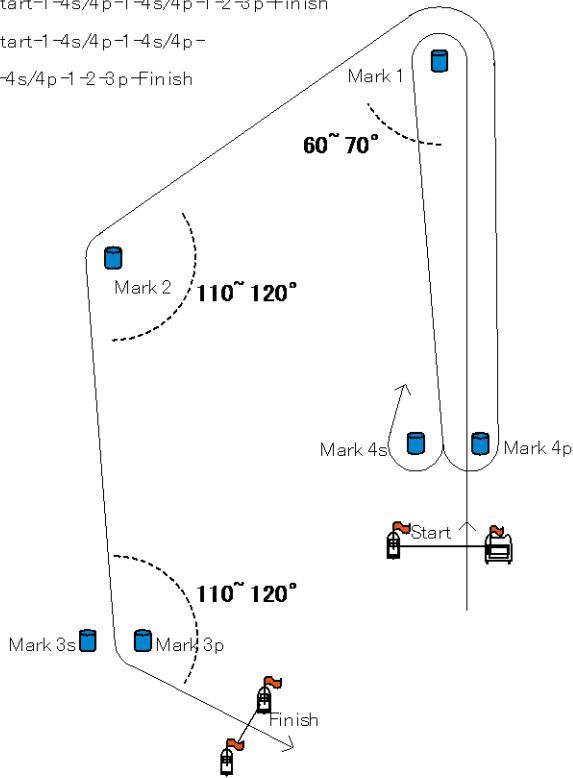
添付資料1 - レースエリア



添付資料 2 - コース

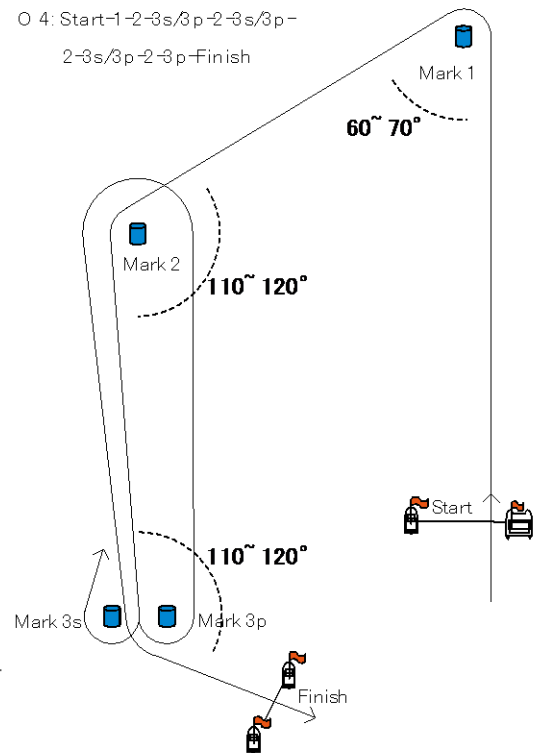
コース “I” トラペゾイド インナーループ

- I 2: Start-1-4s/4p-1-2-3p-Finish
- I 3: Start-1-4s/4p-1-4s/4p-1-2-3p-Finish
- I 4: Start-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4s/4p-1-2-3p-Finish



コース “O” トラペゾイド アウターループ

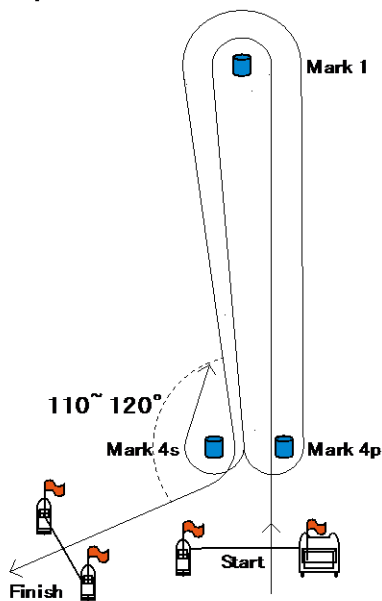
- O 2: Start-1-2-3s/3p-2-3p-Finish
- O 3: Start-1-2-3s/3p-2-3s/3p-2-3p-Finish
- O 4: Start-1-2-3s/3p-2-3s/3p-2-3s/3p-2-3p-Finish



コース “LG”

上下・スターボード・フィニッシュ

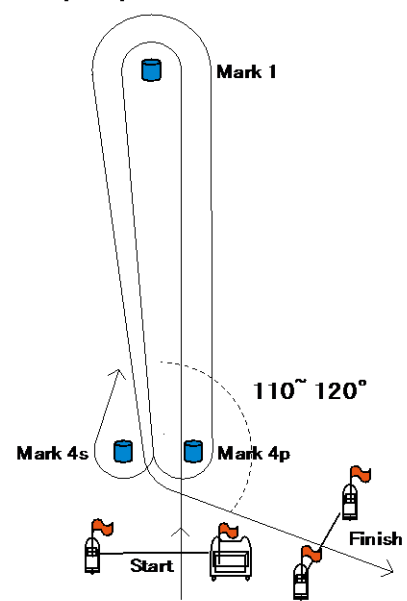
- LG 2: Start-1-4s/4p-1-4s-Finish
- LG 3: Start-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4s-Finish
- LG 4: Start-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4s-Finish



コース “LR”

上下・ポート・フィニッシュ

- LR 2: Start-1-4s/4p-1-4p-Finish
- LR 3: Start-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4p-Finish
- LR 4: Start-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4p-Finish

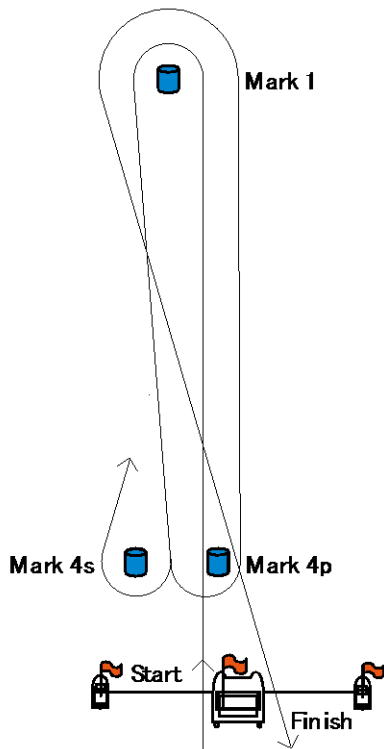


コース “L” 上下

L 2: Start-1-4s/4p-1-Finish

L 3: Start-1-4s/4p-1-4s/4p-1-Finish

L 4: Start-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4s/4p-1-Finish



コース “LS” 上下 スラローム

LS2: Start-1-4s/4p-1-4s/4p-S1-S2-S3-Finish

LS3: Start-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4s/4p-S1-S2-S3-Finish

LS4: Start-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4s/4p-1-4s/4p-S1-S2-S3-Finish

